

用途(1) (5月対象/建築物はR04年から2年ごと。建築設備、防火設備は毎年。)

劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場は除く。)、公会堂、集会場
避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外の階を当該用途に供するもので、 <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・当該用途の客席部分の床面積の合計が200㎡以上のも ・地階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・主階が1階にないもの(劇場、映画館、演芸場に限り)
法第12条第1項、政令第14条の2第1項第一号・第16条第1項第一号・第二号、法別表第1(イ)欄(1)項、告示第1第1項第一号・第二号、細則第14条第1項第一号 (避難階：政令第13条第一号)
病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、ホテル、旅館、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、政令第115条の3第一号に規定する児童福祉施設等
避難階以外の階を当該用途に供するもので、 <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・2階における当該用途の床面積の合計が300㎡以上のも ・地階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの
法第12条第1項、政令第14条の2第1項第一号・第16条第1項第三号、法別表第1(イ)欄(2)項、政令第115条の3第一号、政令第19条第1項、告示第1第1項第三号・第四号・第2項、細則第14条第1項第二号・第三号

用途(2) (8月対象/建築物はR02年から3年ごと。建築設備、防火設備は毎年。)

学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
避難階以外の階を当該用途に供するもので、 <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のも
法第12条第1項、政令第14条の2第1項第一号・第16条第1項第四号、法別表第1(イ)欄(3)項、政令第115条の3第二号、告示第1第1項第五号、細則第14条第1項第四号・第五号

用途(3) (10月対象/建築物はR03年から2年ごと。建築設備、防火設備は毎年。)

百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗
避難階以外の階を当該用途に供するもので、 <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・2階における当該用途の床面積の合計が500㎡以上のも ・地階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上のも
法第12条第1項、政令第14条の2第1項第一号・第16条第1項第三号、法別表第1(イ)欄(4)項、政令第115条の3第三号、告示第1第1項第六号、細則第14条第1項第六号

※地階における当該用途の床面積の合計が100㎡超200㎡以下の建築物については、階数が3以上のものに限る。

※建築設備は、上記の建築物に設置されている機械排煙設備、予備電源別置型の非常用照明が対象

※防火設備は、上記の建築物に設置されている随時閉鎖式の防火設備(防火ダンパーを除く)が対象

※上記の建築物の条件に当てはまらない場合で、病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、高齢者等就寝用途で200㎡を超える建築物については、防火設備のみ定期報告の対象(毎年)

法…建築基準法(昭和25年法律第201号)

告示…平成28年国土交通省告示第240号

政令…建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)

細則…建築基準法施行細則(昭和59年船橋市規則第77号)